

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	平成 2 3 年度
計画変更年度	平成 2 6 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度
計画変更年度	令和 2 年度
計画主体	道志村

道志村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課
所在地 南都留郡道志村 6181-1
電話番号 0554-52-2114
F A X 番号 0554-52-2574
メールアドレス sangyo@vill.doshi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カモ、シカ、イノシシ、クマ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	道志村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	野菜類	0.13ヘクタール 385千円
カモ	野菜類	0.03ヘクタール 217千円
シカ	稲・大豆・クレソン・ 植林木	0.32ヘクタール 358千円
イノシシ	ジャガイモ・サツマイモ ・大根	0.02ヘクタール 57千円
クマ	—	0.0ヘクタール 0千円
ハクビシン	野菜類	0.08ヘクタール 230千円
アライグマ	—	0.0ヘクタール 0千円

(2) 被害の傾向

<p>①カラスの農業被害について 被害の多い地区で有害駆除を行なっているが、村全体での被害減少していない。平成26年度より結成している道志村鳥獣被害対策実施隊にて対応していく。</p> <p>②カモの農業被害について カモ自体の数が減ってきており被害は減少傾向にあるが、クレソンを栽培する圃場で引き続き被害にあっている。</p> <p>③クマの農業被害について 農業被害は出ていないが、人家周辺や道路周辺などで目撃情報があり人身被害の発生も懸念される。人家等での被害が出ることもあるため、平成26年度より結成している道志村鳥獣被害対策実施隊にて対応していく。</p>

④シカの農業被害について

現在本村において、最も被害が多い鳥獣であり、道志川沿いの栽培地にあるクレソン、大豆、水稲が食害にあっている。

管理捕獲等を実施しているが、継続して被害が発生している。平成26年度より結成している道志村鳥獣被害対策実施隊にて対応していく。

⑤シカの林業被害について

民有林及び横浜市水源涵養林の成木が、皮を剥かれる被害発生が引き続きある。また、桜・楓等の植樹された樹木の葉が食害にあっている。

⑥イノシシの農業被害について

防護柵を設置していない場所や破損箇所からの進入によりイモ類の被害が多く発生している。また、近年では田の畦畔や家の庭も掘り返されており、農作物以外への被害も多くなっている。平成26年度より結成している道志村鳥獣被害対策実施隊にて、捕獲や防護柵の見回り等を実施する。

⑦ハクビシンの農業被害について

大型の鳥獣防護柵では防ぎきれず、個体数及び被害が増加している。

平成28年度から実施している村単独補助金にて圃場ごとの防護柵整備を推進している。

⑧アライグマの生活被害について

被害情報は特に出していないが、村の東部で目撃情報が寄せられており家屋等への生活環境への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
カラス 被害量(額)減少	0.13 万円 (385 千円)	0.09 万円 (270 千円)
カモ 被害量(額)減少	0.03 万円 (217 千円)	0.02 万円 (152 千円)
シカ 被害量(額)減少	0.32 万円 (358 千円)	0.22 万円 (251 千円)
イノシシ 被害量(額)減少	0.02 万円 (57 千円)	0.01 万円 (40 千円)
ハクビシン 被害量(額)減少	0.08 万円 (230 千円)	0.06 万円 (161 千円)
合計	0.58 万円 (1,247 千円)	0.4 万円 (874 千円)
クマ 被害量(額)減少	人身被害 0 件	人身被害 0 件
アライグマ 被害量(額)減少	目撃情報 (年間数件)	目撃情報 (年間数件)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・有害鳥獣捕獲許可による加害鳥獣の捕獲を猟友会に委託して実施。委託金については、捕獲数等により精算。・特定鳥獣管理捕獲事業による個体数調整のための捕獲を猟友会への補助事業として実施。精算方法は、上記と同様。	<ul style="list-style-type: none">・捕獲しても残りの獣が一時的に回避し再度出没しているので駆除が継続している・高齢化、村外への転出等により捕獲従事者（猟友会員）の確保が困難になっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・被害の集中地区に防護柵を設置している。・面的広がりのある農地は、県の補助事業を導入し防護柵を設置している。	<ul style="list-style-type: none">・農地全域を防護柵でカバーできない場所（人家や道路があり設置が不適となっている）は被害が継続している。

(5) 今後の取組方針

県単の補助事業等を活用し、鳥獣防護柵を整備することにより被害の減少を図るとともに、防護柵が有効に機能するよう道志村鳥獣被害対策実施隊を中心とした組織による情報収集及び維持管理等を徹底する。

被害が継続的に続く地域については有害鳥獣捕獲等を行い、被害の減少に努める。

また、道志村鳥獣被害対策実施隊等による獣類の生息状況や生態等を調査し有効な対策に結びつくよう進めるほか、捕獲従事者の確保について免許取得費用の補助を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

道志村鳥獣被害対策実施隊員を任命し、対象鳥獣の捕獲等を実施し、この実施隊員で主に捕獲活動に従事する隊員を対象鳥獣捕獲員に任命する。

この捕獲員のうち、銃器を使用する者については、過去3年間連続して狩猟者登録を行った者とする。

対象鳥獣捕獲員は、猟友会との委託契約に基づく捕獲にあたり、捕獲実施計画の策定、効果的な捕獲方法の選定、実施時の責任者などの役割を担う。

その他、鳥獣被害対策実施隊員は、捕獲活動が効果的に実施できる方策等の検討と、各地域に設置してある防護柵が有効に機能するよう見回り、助言等をする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	カラス、カモ、クマ、シカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ	・被害状況の調査等を実施し、被害の集中する地区において、有害鳥獣捕獲・特定鳥獣管理捕獲を重点的に行なう。 ・捕獲用ワナ（箱ワナ、くくりワナ）の購入。
令和3年度	カラス、カモ、クマ、シカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ	・被害状況の調査等を実施し、被害の集中する地区において、有害鳥獣捕獲・特定鳥獣管理捕獲を重点的に行なう。 ・県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者の養成
令和4年度	カラス、カモ、クマ、シカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ	・被害状況の調査等を実施し、被害の集中する地区において、有害鳥獣捕獲・特定鳥獣管理捕獲を重点的に行なう。 ・ワナ狩猟免許取得費用への補助を行い取得者を増やす。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>シカについては、移動が想定される神奈川県における被害状況も勘案し、過去の捕獲実績の上位の数（H28：210頭、H29:200頭、H30:200頭）と現在の被害状況等により目標個体数を定め捕獲を積極的に行い効果的な個体数調整を図る。</p> <p>イノシシは、山梨県第二種特定鳥獣管理計画を参考に耕作地周辺の生息数を極小化することを目標とする。過去の捕獲実績（H29:10頭、H30:20頭、H31：10頭、）を参考に設定した。</p> <p>クマについては、村内に生息するというよりは生息行動圏内に村内を含むといったほうが適当で主に富士山系、丹沢山系に生息する個体が村内に出没する。出没には周期的変化があり、近年では平成31年度に出没が多かった。</p> <p>捕獲については、人身被害発生や、同一個体が住宅地周辺に頻繁に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において必要最小限の捕獲数設定とし、捕獲後は基本的に放獣実施、状態によっては駆除の実施を検討する。</p> <p>ハクビシンについては、村内全域に生息し、主にトウモロコシなどへの農作物被害や家屋侵入による生活環境被害を発生させている。被害発生時に必要最小限の捕獲数を設定し、加害個体の確実な捕獲を行う。</p> <p>アライグマについては、村内でも目撃情報や捕獲実績が出始めており、村内にも点在する生息好適地（エサ場となる農地等に隣接する空き家、倉</p>

庫、寺社等)を中心に、対策が後手に回らぬよう山梨県アライグマ防除実施計画に基づいた捕獲を実施する。

繁殖力や適応力に優れていることや、全国的な例から実際の生息数が目撃数を大幅に上回ることが懸念されるので、目撃情報が寄せられた場合は捕獲数を目撃情報より多く設定し、周辺一帯での捕獲を行う。

カモについては、水稻の幼苗の被害が多く、被害が出た場所に何度も出没し、被害を拡大させている。継続的に被害が発生することから、群れ単位での捕獲数を設定し捕獲を行う。

なお、上記対象鳥獣の捕獲計画数は、さらに県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等								
	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
カラス	20匹	—	20匹	20匹	—	20匹	20匹	—	20匹
カモ	10匹	—	10匹	10匹	—	10匹	10匹	—	10匹
クマ	1頭	—	1頭	1頭	—	1頭	1頭	—	1頭
シカ	10頭	150頭	160頭	10頭	150頭	160頭	10頭	150頭	160頭
イノシシ	10頭	10頭	20頭	10頭	10頭	20頭	10頭	10頭	20頭
ハクビシン	5頭	—	5頭	5頭	—	5頭	5頭	—	5頭
アライグマ	目撃頭数以上 野生での繁殖防止のため被害や目撃情報に基づき、箇所周辺での徹底した捕獲の実施			目撃頭数以上 野生での繁殖防止のため被害や目撃情報に基づき、箇所周辺での徹底した捕獲の実施			目撃頭数以上 野生での繁殖防止のため被害や目撃情報に基づき、箇所周辺での徹底した捕獲の実施		

捕獲等の取組内容
<p>ニホンジカとイノシシの捕獲は、鳥獣保護法第9条第1項に基づく個体数調整のための管理捕獲として、通年で実施する。その上で、目標頭数を上回る場合には、有害捕獲を実施する。</p> <p>捕獲手段は、銃器とワナ猟を併用し行なうが、銃器については、事故防止のため、落ち葉の期間を主に実施、ワナ猟は被害の実態を考慮し年間を通じた捕獲を行なう。捕獲場所は、村全域とするがワナ猟は捕獲効果の高い場所を選定しワナを設置する。</p> <p>クマについては、出没地周辺において道志村鳥獣被害対策実施隊による見回りや必要があるときは、箱罠により捕獲する。緊急時には、銃器等使用による駆除を検討する。</p> <p>ハクビシンについては、必要時に被害発生地付近において小型捕獲檻による</p>

捕獲を行う。

アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、被害や目撃情報発生箇所周辺で、複数のわなを設置し、効率的に捕獲していく。

カモについては、出没場所が人家に近い水田であることから、花火等を用いた追い払いを主とするが、効果の薄い場合や他の地域での被害を出してしまう場合は罠等による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

道志村は巻き狩り猟が主であるため、確実に捕獲を行うためにライフル銃での捕獲を実施している。管理捕獲は年間を通して行い、被害が頻出する地域では、その都度、有害鳥獣捕獲許可を出し、捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
道志村全域	ハクビシン

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	年度	年度
シカ、イノシシ	金網柵 L=105.0m		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	カラス カモ クマ シカ イノシシ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none">・ 村広報を通じ、収穫残渣処理、未収穫作物の適正処理について周知徹底を図る。・ ペットフードなど屋外で飼育するペットのエサがカラスのエサの一部になっていることから、ペットフードをペットに与える際には必要以上に出さないことを周知徹底する。・ 旗、のぼり、吹き流し、防鳥テープの設置などの安価な防除対策について村民への情報提供を行う。・ 柿等の放任果樹を収穫し柿渋や干柿として加工後、直売所で販売し収益を鳥獣害対策に利用する。・ 鳥獣害対策を兼ねて、柿等の放任果樹の収穫、加工から食べることまでを都市農村交流のイベントとして活用する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
道志村	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行
警察	現場での指示
道志村鳥獣被害対策実施隊	追払・捕獲実施

(2) 緊急時の連絡体制

住民等 → 道志村（警察） → 警察（道志村）・道志村鳥獣被害対策実施隊 → 県等

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は道志村鳥獣被害対策実施隊が処理（埋却）する。
アライグマについては焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用する予定は無い

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	道志村鳥獣害防止連絡協議会
構成機関の名称	役割
道志村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画全体の総括 ・ 被害状況等の取りまとめ ・ 協議会事務局
道志村猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲の従事者 ・ 生息状況等の情報提供
道志村農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者からの意見集約
鳥獣保護員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的立場からの助言
南都留森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣の生息域、被害情報提供
鳥獣害防止技術指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止のための助言を行なう
富士・東部農務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野に関する技術的助言
富士・東部林務環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業分野に関する技術的助言
道志村鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の被害防止・捕獲等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富士山科学研究所	オブザーバーとして生態等の報告
総合農業技術センター	オブザーバー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本協議会の組織に鳥獣被害対策実施隊を置き、出没情報の収集から捕獲活動までカバーする体制をとる。猟友会37名（うち捕獲員37名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。